

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
	久喜市 PFI 等審査委員会（新ごみ処理施設整備事業）委嘱式・第1回会議
	①委嘱式
	1. 開会
司会（渋谷副部長）	皆様、おはようございます。ただいまから久喜市 PFI 等審査委員会（新ごみ処理施設整備事業）委員委嘱式を開催させていただきます。 本日の議事を進めさせていただきます環境経済部の渋谷と申します。 どうぞよろしくお願ひいたします。
	2. 委嘱式
司会（渋谷副部長）	それでは次第に従いまして、委員の委嘱を執り行いたいと存じます。 委員の皆様には梅田市長より委嘱書を交付させていただきます。 恐縮ではございますが、お名前を言われました際には、よろしくお願ひいたします。  (市長、各委員に委員委嘱書を手交)
司会（渋谷副部長）	ありがとうございました。 以上をもちまして、久喜市 PFI 等審査委員会委員委嘱式を終了させていただきます。
	②第1回会議
司会（渋谷副部長）	引き続きまして、次第②第1回久喜市 PFI 等審査委員会を進めさせていただきます。 本日の資料を確認させていただきます。 会議次第 資料-1「久喜市 PFI 等審査委員会（新ごみ処理施設整備事業）の概要」 資料-2「久喜市 PFI 等審査委員会条例」 資料-3「久喜市 PFI 等審査委員会（新ごみ処理施設整備事業）委員名簿」 資料-4「久喜市ごみ処理施設整備基本計画 概要版」 資料-5「第1回審査委員会 説明資料」 資料-6「（仮称）久喜市新ごみ処理施設整備運営事業の実施に関する 方針【案】」 資料-7「（仮称）久喜市新ごみ処理施設整備運営事業 要求水準書 【素案】」

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
司会（渋谷副部長）	<p>資料-8「（仮称）久喜市新ごみ処理施設整備運営事業モニタリング基本計画【素案】」 最後に、久喜市の国内 PR の委員バッチを配布しています。</p> <p>それでは、本日は最初の会議でございますので、議事に入る前に皆様にご了承いただきたいことが1点ございます。</p> <p>会議録の作成についてです。本日の会議の記録のため録音及び写真撮影についてご了承をいただきたいと思えます。</p> <p>会議録の作成形式は、基本的には全文記録方式とします。</p> <p>会議録の確認、署名については委員長にお願いしたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>1. 開会</p>
司会（渋谷副部長）	<p>それでは、次第の②の1「開会」でございます。</p> <p>本日の出席委員は5名でございます。当委員会条例第8条第2項の規定に基づきまして過半数を超えていますので、ただいまから PFI 等審査委員会を開会いたします。</p> <p>2. 市長あいさつ</p>
司会（渋谷副部長）	<p>次に、次第2「市長あいさつ」でございます。</p> <p>梅田市長、よろしく願いいたします。</p>
梅田市長	<p>（あいさつ）</p>
司会（渋谷副部長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>3. 委員及び事務局職員の紹介</p>
司会（渋谷副部長）	<p>続きまして、次第3でございます。「委員及び事務局職員の紹介」に移ります。本日は初めての会議ですので、恐縮ではございますが、自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> <p>なお、順番については名簿順でお願いいたします</p> <p>（各委員自己紹介）</p>
司会（渋谷副部長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>（事務局自己紹介）</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
司会（渋谷副部長）	<p>以上でございます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>4. 委員長、副委員長の選出について</p> <p>続いて、次第4「委員長、副委員長の選出について」でございます。</p> <p>久喜市 PFI 等審査委員会条例第 7 条の規定によりまして、当委員会では、委員長の互選によって定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名するとされています。本日は第 1 回の会議ということで委員長が選出されておられませんので、梅田市長を仮議長といたしまして、委員長、副委員長が選出されるまでの間、議事を進行させていただきたいと存じます。</p> <p>それでは、梅田市長、よろしくお願いいたします。</p>
仮議長（梅田市長）	<p>それでは、委員長、副委員長が選出されるまでの間、私で議長を務めてまいります。</p> <p>本日は第 1 回目目の会議ということですので、委員長、副委員長を選出する前に当該審査委員会の概要について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（荻野参事）	<p>私から、資料 1、資料 2 を説明させていただきます。</p> <p>資料 1 は当審査委員会の概要を示しています。審査委員会の流れとしては、「久喜市」から「久喜市 PFI 等審査委員会」に、①委嘱、②諮問させていただきます。</p> <p>それを受けて、1 年程度審議いただきまして、来年 6 月頃に③答申をいただければと考えています。</p> <p>「久喜市 PFI 等審査委員会」の概要として、設置根拠、設置目的、検討内容を示しています。検討内容としては「実施方針の策定」、「特定事業の選定」、「民間事業者の選定」の 3 つを主な審議事項としています。1 点目の「実施方針の策定」については、実施方針を今月、6 月中に公表したいと考えていますので、本日ご審議いただきまして、その後、答申いただければと考えています。</p> <p>最後に「会議の公開等」については、この会議の取扱についてご了承頂きたい内容です。会議については所掌事務終了、つまり事業者選定が終わるまで非公開にさせていただきたいと思えます。</p> <p>事業者選定が終わるまで非公開とするのは、「会議」、「会議録」、資料 3 の「委員名簿」を考えています。非公開とする理由としては、事業者からの接触、営業活動等のおそれがあるためとしています。</p> <p>久喜市の条例の定めにより、法人情報など事務事業執行情報を公にすることにより事業者からの営業活動があった場合、適正な執行に支障を来すおそれがあること、また、会議の内容によっては事業者からの提案内容などを協議するため、事業者の権利、競争の地位などを侵害するおそれがあるという理由で非公開にさせていただきたいと考えています。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（荻野参事）	<p>続きまして、資料 2 をご覧ください。資料 2 は当審査委員会の設置の根拠となる「久喜市 PFI 等審査委員会条例」になります。</p> <p>第 3 条の「所掌事務」では、先ほどお話しした 3 つを主な審議事項を示しています。第 6 条の「委員の任期」は、審議または審査が終了するまでということ、事業者選定までの任期でお願いしたいと考えています。第 7 条の「委員長及び副委員長」では、当委員会に委員長及び副委員長 1 人を置くこととなっており、委員長は委員の互選、副委員長は委員のうちから委員長が指名するとなっています。これにより、委員長、副委員長の選任をご審議いただきたいと考えています。</p> <p>事務局からの説明は以上になります。</p>
仮議長（梅田市長）	<p>それでは、当委員会の委員長、副委員長に選出に移らせていただきます。久喜市 PFI 等審査委員会条例第 7 条の規定によりまして、当委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名するとなっています。</p> <p>まず、委員長の選出であります、事務局から提案を求めたいと思います。</p>
事務局（荻野参事）	<p>事務局としましては、昨年度設置しておりました久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会でお委員長をお願いしておりました荒井委員に委員長をお願いできればと考えています。</p>
仮議長（梅田市長）	<p>ただいま事務局から荒井委員を委員長とするという案が示されましたが、荒井委員に委員長をお願いするという、皆さんご異議なしでよろしいでしょうか。</p>
全員	<p>（異議なし）</p>
仮議長（梅田市長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご異議なしと認め、委員長は荒井委員に決定いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、副委員長の選出であります、副委員長は委員長が指名することになっていますので、荒井委員長、如何でしょうか。</p>
荒井委員長	<p>副委員長は、廃棄物処理について多くのご経験をお持ちの川寄委員にお願いしたいと思います。</p>
仮議長（梅田市長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま委員長から、副委員長には川寄委員がよろしいのではないかとのご発言がありましたが、皆様、こちらの件もご異議なしでよろしいでしょうか。</p>
全員	<p>（異議なし）</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
仮議長（梅田市長）	<p>ご異議なしと認め、副委員長は川寄委員と決定させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、改めて申し上げます。委員長に荒井委員、副委員長に川寄委員ということで決定いたしました。今後の委員会の運営につきまして、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>これをもちまして、仮議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
司会（渋谷副部長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは委員長、副委員長が決まりましたので、就任のご挨拶をいただきたいと存じます。荒井委員長からお願いします。</p>
荒井委員長	（あいさつ）
司会（渋谷副部長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、川寄副委員長、お願いします。</p>
川寄副委員長	（あいさつ）
司会（渋谷副部長）	ありがとうございました。
	5. 諮問
司会（渋谷副部長）	<p>続きまして次第5「諮問」について、でございます。</p> <p>これより梅田市長から、PFI等審査委員会に対する諮問をさせていただきますと存じます。</p> <p>（市長から諮問書の交付）</p>
司会（渋谷副部長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、大変恐縮ではございますが、梅田市長は次の公務がございますので退席させていただきますと存じます。</p> <p>（市長 退席）</p>
司会（渋谷副部長）	<p>議事でございますが、会議の進行については、久喜市 PFI 等審査委員会条例第 8 条の規定に基づきまして、委員会の会議は委員長が議長となっております。</p> <p>荒井委員長と川寄副委員長については席の移動をお願いします。</p> <p>（委員長、副委員長 席移動）</p>

6. 議事

司会（渋谷副部長）      それでは、次第6「議事」に移ります。進行は議長にお願いしたいと思います。荒井委員長、よろしくお願いします。

荒井委員長              それでは、次第に沿いまして進行させていただきます。  
本日の議事は4つでございます。

(1) 施設整備基本方針について

荒井委員長              まず、「(1) 施設整備基本方針について」事務局から説明をお願いします。

事務局（荻野参事）      資料-4は久喜市ごみ処理施設整備基本計画の概要版になります。  
今後、事業者からの提案を審査する際、要求水準書に書かれた以上の提案内容を審査することになるため、整備する施設の特徴、市の意向を説明しておいた方がよいという山口委員からのご助言を踏まえて、p.1の基本方針について説明いたします。

○安全で安定的に処理が可能な施設

①ごみ量などの変動にも対応する安定した施設、②事故等がない安全な施設、③災害等に対応できる強靱な施設を目指しており、将来、不安要素のない安全・安定的な施設を望んでいます。

○環境に配慮した施設

①最新のシステムで循環型社会形成の推進、②可能な限り資源化し、環境負荷を低減、③エネルギーを効率的に回収するなど地球温暖化対策の推進、④周辺環境に影響を及ぼさない施設としています。久喜市では4月に「ゼロカーボンシティ」宣言を行っており、CO<sub>2</sub>排出量削減対策とエネルギー回収率を特に重視したいと考えています。具体的には、交付率1/2の要件である19%以上の条件を設定できればと考えています。

○市民に開かれた施設

①環境学習の助言、②災害時には避難拠点、③情報公開と信頼性の高い施設を目指しています。この地域は水害のおそれがある地域であることから、特に災害（水害）対策をしっかりできればと考えています。

○周辺環境と調和した施設

①余熱利用施設や公園との一体整備、景観に調和した施設、②余熱利用者や公園利用者にも開かれた施設ということで、これらは特に今回の整備の特徴になります。新ごみ処理施設に隣接して公園と余熱利用施設を一体的に整備し、例えば新ごみ処理施設内に遊歩道、庭園などを設けて公園と余熱利用施設の来場者を新ごみ処理施設にも回遊・引き込むことなどの提案を事業者に求めたいと考えています。

また、余熱利用施設、公園は集客施設であることから、新ごみ処理施設の建物のデザインも無機質なものではなく、調和したものを望んでいるというのが市の考えになります。

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（荻野参事）	<p>○経済性に優れた施設</p> <p>①経済性や効率性に優れ、②将来の大規模改修も考慮した施設ということでコストも考慮しますが、機能・内容を伴った施設であることがより重要になると考えています。</p> <p>基本方針の具体的な内容について、市の意向を説明させていただきました。これについては今後審議の過程で必要なときにまたその都度お話ししたいと思っていますので、よろしくお願いします。</p> <p>以上になります。</p>
荒井委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、ごみ処理施設整備の基本方針について説明がありました。何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いします</p>
藤原委員	<p>基本方針についてご説明をいただきましたが、この基本方針については十分に理解できているのですが、施設整備基本計画策定時と状況が変わっていると思われます。</p> <p>1つは、菅総理が「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2030年に向けた温室効果ガスの削減目標を表明しており、この施設の稼働開始が概ねその時期になるため脱炭素の取り組みが重要になります。</p> <p>2つ目は、プラスチック資源循環戦略が策定され、プラスチック資源循環促進法が成立しました。</p> <p>このような状況において、発電による熱回収・CO<sub>2</sub>排出量削減については説明されていますが、もう一歩進んで、脱炭素に対する取り組みなどについては、特に現時点では具体的には考えられていないということでしょうか。</p>
事務局（荻野参事）	<p>基本方針の「環境に配慮した施設」の説明の中で、国の脱炭素に向けた取り組みを受けた久喜市の「ゼロカーボンシティ」宣言とCO<sub>2</sub>排出量削減、エネルギー回収率を重視していることをお示ししましたが、ごみを燃やせばCO<sub>2</sub>は排出されるので、排出抑制（Reduce）の取り組みを市民に呼び掛けていくことも考えています。</p> <p>また、まだ構想段階ですが、地域新電力会社を設立して脱炭素を目指すのではないかと考えています。</p>
藤原委員	<p>そうすると事業者に提案を求める際に、二酸化炭素回収貯留（CCS）や二酸化炭素回収有効利用（CCU）技術まで求めると考えられているのですか。</p>
事務局（荻野参事）	<p>まだ具体的には考えていませんが、できればそのような課題もこの審議会の中でご提起いただければと考えています。</p>
荒井委員長	<p>基本的には施設整備基本計画に沿って進めていくのだとは思うのですが、社会の変化を踏まえて考えていかなければいけないと思います。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
荒井委員長	<p>また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が閣議決定・成立し、来年から動き出すという状況の中で、実際にどのように運用されるのか分からないので、新しい動きを取り入れながら施設整備を進めていくと言わざるを得ないのかなとは思っています。</p> <p>他の方は如何でしょうか。</p>
山口委員	<p>2点確認したいのですが、まず1点目は、市民に開かれた施設ということで、災害時には公園と一体となって地域の避難拠点として地域防災に貢献する施設とあるのですが、災害があった場合にごみ処理施設で被災者を受け入れるのですか。</p>
事務局（荻野参事）	<p>ごみ処理施設には研修室もあるので被災者数が多い場合には受け入れも考えられますが、まずは隣接する余熱利用施設で受け入れることを考えています。</p>
山口委員	<p>事業によっては、被災者を受け入れるための食糧や毛布などを用意すること要求水準書で定めたり、どのような受入機能を有するかを提案で求めたりしているので、整理した方が良いと考えられます。</p>
事務局（荻野参事）	<p>防災用品の備蓄を求めることも考えていますが、要求水準とするか、提案での評価とするか、今後、検討していきたいと考えています。</p>
山口委員	<p>もう1点は「市民に開かれた施設」で、情報公開と市民参画のもと、信頼性の高い施設運営管理する施設とあるのですが、情報公開は分かるのですが、施設運営管理で市民参画とはどのような意味ですか。</p>
事務局（荻野参事）	<p>地域住民との組織を立ち上げるかどうかは未定ですが、そのような場合、市の責任でその組織を運営し、事業者にも情報公開・管理の場として協力をお願いしようかと考えています。</p>
荒井委員長	<p>要求水準をどこまで記載するか、技術提案でどこまで求めるか、それから、行政として取り組むべき内容を整理しなければいけないと思われ ます。</p> <p>また、公園も提案に含めるような説明でしたが、本来の事業と違うところの提案を求めると、事業者はリスクと捉えるケースが多いので、それらを含めて今後整理していかなければいけないかと思 います。</p> <p>他に何かありますか。</p>
宮脇委員	<p>「周辺環境と調和した施設」で、公園や余熱利用施設との一体整備に関して、庭園などの説明がありましたが、本来のごみ処理施設とは関係 ない付帯設備について事業者提案を求めると、非常に高額な施設を提案する事業者と、簡素な施設を提案する事業者とがあると思われ ます。</p> <p>市としては、集客性など、ごみ処理施設とは直接関係ない部分の評価 まで委員会に求めているのでしょうか。</p>



発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（荻野参事）	<p>付帯施設はごみ処理施設内にありますが集客が見込める施設と考えていますので、他のごみ処理施設にはない特徴であると考えています。</p> <p>今回は、事業者との対話などを通して市の意向・考えを説明し、事業者間で特徴・重要性の認識に差異が生じないように、すり合わせをして、最終的に統一されたアイデア・提案に繋がればと考えています。</p> <p>審査委員会では、それを踏まえて評価項目の 1 つに加えていただければと考えています。</p>
荒井委員長	<p>基本的に対話は 1 回しか行わないので、市としての考え方を示した上で事業者と意見交換を行わないと、そこで決めるとするのは難しいと思います。そのため、要求水準書でどこまで書くか、提案をどこまで求めるかというのは次回までに整理しておいた方が良いでしょうと思います。</p> <p>また、カーボンニュートラルの件も、どのように取り組むか、市としての考え方を整理して、議論した方が良くと思います。</p>
川崎副委員長	<p>埼玉県環境科学国際センターにも展示館があって集客の努力をしていますが結構難しいのが実情です。ごみ処理施設の展示での集客や公園利用者の立ち寄りなど、どのようなイメージなのでしょうか。</p>
事務局（荻野参事）	<p>他のごみ処理施設にもある環境学習コーナー以外、具体的なイメージは検討中ですが、正門など決まった出入口に限定することなく、公園を散歩している人などが遊歩道を通じてごみ処理施設に立ち寄り、回遊してもらうなどのイメージを持っています。</p>
荒井委員長	<p>集客面から言えば、さいたま市桜環境センターは来場者が年間 30 万人という状況で、武蔵浦和駅などから送迎バスも運行しています。</p> <p>公園と隣接している立地で言うと、神奈川県厚木愛甲環境施設組合では、公園としての機能、ごみ処理施設としての機能をそれぞれ区分するコンセプトで整備しています。</p> <p>また、墨田清掃工場は公園と隣接している訳ではないが、構内の緑地に遊歩道を整備して周りの人が入れるようにし、施設自体も一定の区画までは自由に入れるようにしており、ごみ処理範囲とは区分して施錠・管理しています。</p> <p>ただ、ごみ処理施設の一般的な見学者数は年間 2,000 人程度であり、桜環境センターのように、大規模な集客を行うのではあれば相応の費用が必要になると考えられます。</p>
藤原委員	<p>集客については、新型コロナ感染症対策から集客することを評価して良いのかという問題もあります。今後の社会情勢・生活様式も踏まえて評価の方法も変えていかなければならないと感じています。</p>
荒井委員長	<p>取り敢えず、基本方針はごみ処理施設整備基本計画に沿って進めていくこととなりますが、引き続き、検討することになると思われれます。</p>

(2) 審査委員会スケジュール

荒井委員長

それでは、次の議題「(2) 審査委員会スケジュール」について説明を願います。

事務局（日建設計）

それでは、資料-5 の p.1、2 のスケジュールについて説明をさせていただきます。

p.1 では事業全体のスケジュールとして、審査委員会、ごみ処理施設整備、余熱利用施設と公園整備のスケジュールを示しています。

審査委員会は、本日を含めて 7 回開催する予定にしています。第 1 回を受けて実施方針の公表を行い、6 月下旬に第 2 回を開催して、7 月頃に特定事業の選定を行う予定になっています。その後、第 3 回で入札説明書等に関する協議を行い、8～9 月に入札公告を予定しています。

事業者からの提案書作成期間は、9 月から年度末の 3 月までを予定しており、来年度に事業者の評価を行っていく予定になっています。

それに関連して、現在水田である建設予定地において浸水対策として直近河川堤防より 1m 高い約 3m の盛土を行う工事を来年度の中ごろに施工予定をしています。その後、来年度の半ばに事業者と契約した後、施設的设计及び施工を行った上で、2027 年度（令和 9 年度）の 4 月から供用開始を行う予定です。

また、それに合わせて公園と余熱利用施設に関して的设计及び施工を行い、新ごみ処理施設と同時期に、公園、余熱利用施設を供用開始する予定になっています。

その後、現在の菖蒲清掃センターの解体工事と、そこでの外構工事を行った上で、2028 年度（令和 10 年度）末まで今回の関連工事が続くこととなります。

p.2 では、第 1～第 7 回までのそれぞれの予定と主な議題について整理しています。

スケジュールに関する説明は以上です。

荒井委員長

令和 3 年 6 月からこの委員会がスタートした訳ですが、現在の予定では令和 3 年 8～9 月にかけて入札公告を行いたいということです。

それから先程説明された事業者との対話については令和 3 年 11 月頃に開催し、落札者を決定するのが令和 4 年 6 月頃で、9 月には議決を経て本契約をしたいということです。

最終的には令和 8 年度末には完成して供用を開始し、合わせて公園、余熱利用施設も同時期に開業を目指すという説明です。

それではスケジュールの説明について何かご意見、ご質問がありましたらよろしく願います。

山口委員

まず 1 点目は委員名簿の公表についてです。資料-1 で委員名簿は事務終了まで非公開という説明でしたが、入札公告時も公開はしないということですか。

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
山口委員	<p>第4回（令和3年11月）で事業者と対話を行う際、事務局だけで行う場合もあれば、どのような対話が行われているのかを聞いた方が事業者の意図を把握できるということで委員がオブザーバーで参加するという場合もあります。</p> <p>委員がオブザーバーで参加する場合、事業者と面識があると委員名簿を公表しない前提では対話にオブザーバー参加できないと思うのですが、そのあたりはどうお考えですか。</p>
事務局（荻野参事）	<p>ご指摘のとおり、委員が参加した場合、事業者が委員の構成を把握できる面はあります。委員名簿はHP等で公開しないこととしていますが、対話の方法、参加者の範囲については、その時点で協議・判断させていただきたいと考えています。</p>
山口委員	<p>分かりました。</p> <p>もう1点は、入札書類の受付以降、第5、6、7回において、事業者からの提案書・入札書類を確認し、質問項目を抽出して、それを事業者に提示して、プレゼンテーション・ヒアリングを行うという流れになると思われませんが、どのように進めるのでしょうか。</p> <p>入札書類を3月に受け付けて、第5回に質問の抽出を行うのであれば開催するまで時間が短く、もう少し期間が必要なように思われるので、第5～7回の進め方を具体的に説明してください。</p>
事務局（日建設計）	<p>第5回では、入札書類の提案内容についてご説明をしようと考えています。その後、提案書の内容をご確認いただいて、第6回の前に質問内容等を収集して、それを事業者側に事前に提示するという手順で進めようと考えています。第6回でヒアリング等を実施して、第7回で審査講評の内容について最終的に確認をいただくという内容を考えています。</p>
山口委員	<p>そうすると、ヒアリング事項の確認は委員会では行わないということですか。</p>
荒井委員長	<p>プレゼンテーション・ヒアリングで収拾がつかなくなるのを避けるため、質問内容を委員会で調整して臨む事例が多いように思います。丁寧に進めるのであれば入札公告までに委員会の開催について決めていただければと思います。</p> <p>第5回の「入札者からの提出書類、提案書等の確認」で基礎審査も合わせて行うのかを含めて、第5～7回のスケジュールを調整いただくということで了解したいと思います。よろしくお願いします。</p>
荒井委員長	<p>(3) プラントメーカー意向等調査</p> <p>続きまして、「(3) プラントメーカー意向等調査」について、事務局から説明をお願いします。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（日建設計）	<p>それでは、資料-5の p.3 から説明させていただきます。</p> <p>今回の意向等調査では、昨年度、施設整備基本計画策定に当たり見積依頼にご協力いただいたプラントメーカーへあらためて現時点での入札参加意欲、入札書類作成に当たり提供が望ましい資料、概算費用についてお伺いしています。</p> <p>調査対象としては、高効率発電が導入され始めた 2010 年以降に 100t/日以上の発電設備を有する施設の実績を複数有する 8 社としています。</p> <p>参加意欲に関する回答としましては、8 社のうち 4 社は参加意欲あり、4 社は辞退という結果になっています。</p> <p>提供が望ましい資料としては、インフラ・ユーティリティや地質条件に関する情報などを入札公告において提示をしてほしいということで、項目とその内容についてお示しをいただいています。このうち、アスベスト、PCB など解体工事に係る費用に影響を及ぼす情報については、今後収集して入札公告時には開示をしていくことを考えています。</p> <p>事業費については、参加意欲があるとご回答いただいた 4 社について整理しています。施設整備費としては、エネルギー回収型廃棄物施設整備工事、マテリアルリサイクル推進施設整備工事、菖蒲清掃センター解体工事と賑わい創出プロジェクト工事に係る費用を示しています。運営費としては、20 年間の人件費、水光熱費等を示しています。</p> <p>全体的な傾向としては、ごみ処理施設整備・解体工事の費用はあまり差異がなく、賑わい創出プロジェクト工事については、提案に応じて金額に差があるという結果になっています。</p> <p>意向等調査結果の説明は以上となります。</p>
荒井委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>プラントメーカーへのヒアリングについては、現時点で 4 社が参加の意欲があるという回答ですので、競争性が発揮されることが期待できると思われれます。</p> <p>(4) -1 実施方針（案）</p>
荒井委員長	<p>次に、(4) -1 実施方針（案）について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（日建設計）	<p>資料-5の p.7 からの内容について説明します。</p> <p>基本的な流れとしましては、今回、公設民営の DBO 方式で実施することが基本計画で決まりましたので、それを受けて、PFI 法に準じた一連の事務手続を行い、民間事業者から広く提案を求めていくということを前提で進めていくことになるかと考えています。</p> <p>事業者選定の方式につきましても、参加資格を定めた上で適正に競争力を発揮しつつ総合力を評価して事業者を選定するという一般競争入札（総合評価落札方式）で行うことが基本計画で決まっています。</p>

事務局（日建設計） 事業者選定においては、「落札者決定基準」を事前に定めて公表し、「基礎審査」と「提案審査」という流れで全体を評価するという流れになります。

これを踏まえて、まず実施方針の内容について説明します。

意義としては、入札公告に先立って、実施方針を策定・公表することとなっており、民間事業者がどのように募集・選定をされるのかという内容と、民間事業者の責任の明確化等を定めて、この事業への参画を判断するための内容になります。

ポイントとしては、役割分担（業務範囲）とリスク分担の内容を一覧表で示して公表することになります。リスクについては、市が行う一般廃棄物の処理事業ではありますが、民間の事業者のノウハウを利用することでリスクを適正に分担していくというのがポイントになると考えています。

p.9 で大項目の内容を記載しており、ここでは主要な項目として、入札参加資格、事業スキーム、業務範囲とリスク分担について説明をさせていただきます。

まず、入札の参加資格要件については p.10 に示しています。

競争力を高めるため広く門戸を開放していくことを考えていますが、今回、公園、熱利用施設と一体で整備するという付帯施設の重要性も鑑みて、建築の設計業務と建設業務についても適正に資格要件を定めて、周辺環境に調和し、景観に配慮した施設を整備していくということが重要になると考えています。

プラントの設計・建設と運営については、実績の多いプラントメーカーでは技術力に大きな差はないと考えられますが、技術力に関する参加資格を規定したいと考えています。

p.11 に、事業スキーム（別紙1）を示しています。ここでは、市が検討している地域新電力会社等（予定）と運営事業者との間で売電、買電を行う計画であることを記載しています。

p.12 では、業務範囲（別紙2）を示しています。ここでは、市がインフラ整備など事前に事業の調整等を行った上で、施設の建設、運営は民間事業者で行う DBO 方式の内容を示しています。なお、有効利用業務のうち、残さ等の資源化・処分については、現在、焼却残さのセメント原料化等の資源化を行っていることから、継続して市の業務範囲とすること、エネルギーの有効活用については、民間事業者のインセンティブも勘案して、売電収入を市と民間事業者で按分することなどを素案として示しています。

最後に、リスク分担について p.13、14 に示しており、市と民間事業者で不可抗力を含めて、想定していない事象が発生して事業に影響がある場合のリスクをどのように分担するか、などについてもご確認いただければと考えています。

説明は以上になります。

荒井委員長

ありがとうございます。

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
荒井委員長	<p>今回は、DBO 方式のため、手続きが PFI 法に準じるということです。また、競争性を考慮した「入札参加資格要件等」「事業スキーム」「市と民間事業者の業務範囲」「リスク分担表」など、実施方針（案）についてご意見がございましたら、よろしく申し上げます。</p>
藤原委員	<p>2 点、確認をお願いします。</p> <p>p.10 の「建築物の設計業務」と「建築物の建設業務」の資格要件で、延床面積 15,000m<sup>2</sup> という記載がありますが、プラントメーカーの実績やコスト面を考慮すると、不要ではないかと考えられます。</p> <p>次に p.11 の事業スキームの中で「地域新電力会社」という記載がありますが、具体的な内容を示すことが難しいと思われまし、PPS 事業を行っているプラントメーカーもあるので、実施方針の段階では確定しないのではないかと考えられます。</p>
荒井委員長	<p>2 点の質問・意見です。1 点目は、建築物の設計・建設業務に係る参加資格要件で延床面積 15,000m<sup>2</sup> の実績は不要ではないかということ。2 点目は、事業スキームの中の地域新電力会社を明記して良いのか、ということでした。如何でしょうか。</p>
事務局（日建設計）	<p>最初の質問ですが、延床面積が大きいというご指摘でしょうか。それとも、延床面積要件は必要ないというご指摘でしょうか。</p>
藤原委員	<p>面積が大きい小さいではなく、大きな施設の実績を求めるのはコスト低減と相反するのではないかと感じた次第です。</p>
事務局（日建設計）	<p>分かりました。検討させていただきます。</p>
荒井委員長	<p>設計業務の実績は延床面積と一般廃棄物処理となっていますが、プラント設備ではエネルギー回収施設、リサイクル施設に限定しているので、延床面積 15,000m<sup>2</sup> は削除して、一般廃棄物処理施設（エネルギー回収施設）などとするれば良いのかと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>それから、2 点目の地域新電力会社の件は如何でしょうか。</p>
事務局（荻野参事）	<p>p.11 の事業スキームの中で地域新電力会社等と示していますが、構想段階でまだ確定しないので「予定」としています。</p> <p>売電については、p.12 の業務範囲の「エネルギー有効利用」では売電収入は市と事業者で按分する、と記載していますが、基本的には市の収入とし、エネルギー回収率が交付率 1/2 の要件を超える分などをインセンティブとして事業者を支払うという考えなどを検討しています。</p> <p>地域新電力会社はエネルギーの地産地消を目的として設立を検討していますが、藤原委員からのご指摘のとおり、プラントメーカーも PPS 事業を行っており、現時点では売電先は確定していないため、現時点では「等」としています。ご指摘を踏まえて、今後検討していくという前提で実施方針の段階では「地域新電力会社等（予定）」とさせていただきたいと考えています。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
荒井委員長	如何でしょうか。
藤原委員	分かりました。
荒井委員長	<p>最近は、売電収入を市と事業者で按分する事例も多いことから、事業者としても問題ないと思われます。ただし、エネルギーの地産地消を目的として売電先にこだわらないということであれば、地域新電力会社に「等」を付記した方が良いと思われます。</p> <p>他に如何でしょうか。</p>
山口委員	<p>資料-6 実施方針の別紙 3 リスク分担表において、制度関連（政治）の項目に債務不履行を例示しつつ、別途、共通で債務不履行という項目がある。市の債務不履行を分けて規定しているのはなぜですか。</p>
事務局（日建設計）	債務不履行の記載が適当か検討します。
山口委員	<p>改正民法では「契約不適合」と規定されていますが、施設「瑕疵」と記載されているのはなぜですか。また、これはどのようなケースを想定されているのでしょうか。</p> <p>今後作成を進めていくであろう契約書類などを含めて、全体的に整理が必要であると思ひます。</p>
事務局（日建設計）	<p>改正民法に準じ「瑕疵」については「契約不適合」に修正します。</p> <p>また、施設瑕疵について例示を挙げますと、「杭の施工不良により施設が傾いた」場合は事業者が負担し、「地質調査の不備があった場合」は調査者が負担することが示されております。久喜市の計画においては施設配置の全てが事業者提案となりますので、先ほど申し上げた地質調査については、事業者が自らの提案に沿った内容で実施するべきと考えられます。</p> <p>いずれにしましても、このようなリスクを整理するとともに、入札公告に必要な資料を取りまとめてまいります。</p>
山口委員	<p>余剰電力売電収入の変動では 3 つ要因を挙げられているのですが、それ以外に運転停止に伴う余剰電力の売電収入が変動する可能性があります。事象者・市それぞれの帰責による運転停止に伴う変動の項目が抜けていると考えられます。</p>
事務局（日建設計）	ご指摘を踏まえて追加させていただきます。
山口委員	<p>「ユーティリティの不備」とありますが、このユーティリティというのは何ですか。施設との違いは何ですか。</p>
事務局（日建設計）	<p>ユーティリティとは、電気・ガス・上下水道・通信等のインフラ事業者に帰属する設備を指すものと考えていますので修正します。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
山口委員	「不可抗力」について「工事中・維持管理運営期間中の風水害・地震等の大規模災害により」と大規模災害に限定しているのは不可抗力の範囲としては狭いと思います。内閣府の委員会でも感染症について議論していますが、既知・未知の感染症などはどのように取り扱われるのですか。
事務局（日建設計）	不可抗力の範囲について修正するかどうか検討させていただきます。
荒井委員長	内閣府では感染症はどのような議論になっているのですか。
山口委員	<p>内閣府では、できるだけ事業遂行に支障がないように工夫することで、既に契約が締結されて、その後に新型コロナ感染症が発生して工事が遅延したとか、施設を閉鎖しなければならないということで、民間事業者の収入がなくなった場合に事業を継続するためにどのように支援するか、リスク分担の観点から自治体がある程度負担する必要があるのか、契約を見直す必要があるのか、を議論しています。</p> <p>そのため、今後、行う事業に関しては、リスク分担や契約でも、新型コロナ感染症のように既知の事象はどのように対応するのか明確にしていなければならないと考えています。</p>
荒井委員長	感染症にも既知と未知のものがありますが、感染症の項目を設けた方が良いと考えられているのでしょうか。
山口委員	内閣府ではそこまでは言っていませんが、何かしらの対応は必要だと思います。不可抗力ということになると、市がリスクを負うことになるため、民間事業者にも誠実に感染予防・事業を遂行してリスクを負担してもらおうよう、リスク分担と契約内容を定めることとなります。
荒井委員長	<p>新型コロナ感染症をまとめて不可抗力とするのは実態に合わないので区別して取り扱わなければならないと思います。</p> <p>また「大規模災害」に限定して良いのかということかと思いますが。</p>
事務局（日建設計）	「大規模災害」に限定しているのか、というご指摘については、再度検討させていただきます。
荒井委員長	<p>不可抗力については、感染症の問題と風水害・地震等の大規模災害に限定しているのかについて再検討してください。</p> <p>その他、「債務不履行」「施設瑕疵」「ユーティリティの不備」「売電収入の変動」についても検討して各委員に確認してもらうようにしてください。</p> <p>他にございますか。</p>
藤原委員	施設運営や事業者など類似の用語が使われているので、用語の定義で整理しておいた方が良くと思います。
事務局（日建設計）	別紙 4 で定義していますが、ご指摘を踏まえて、再度確認するよういたします。
川寄副委員長	公設民営では、一般的に民間事業者がリスクを分担することになると考えられるが、市としてこのリスク分担を理解しているのですか。



発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
<p>事務局（荻野参事）</p> <p>荒井委員長</p>	<p>市として一定程度は理解していますが、各委員からのご指摘を含めて検討していきたいと考えています。</p> <p>あらかじめ実施方針で定めて、それを契約書に反映しても、後で議論になってしまう事例があるので、市の方針を明確にしておく必要があると思います。</p> <p>実施方針について他に何か質問はございますか。</p> <p>それでは、検討課題を整理していただければと思います。</p> <p>(4) -2 要求水準書（素案）</p>
<p>荒井委員長</p>	<p>次に、(4) -2 要求水準書（素案）について、事務局から説明を願います。</p>
<p>事務局（日建設計）</p>	<p>資料-5 の p.15 から要求水準書について説明します。</p> <p>ここでは（素案）と記載のとおり、次回以降、入札公告まで検討していくこととなりますが、実施方針に合わせて素案として示すこととしてその内容について説明します。</p> <p>要求水準書の意義は、必要最低限の業務範囲、実施条件、水準を示すということで、民間事業者の提案の範囲をより広くするために、過剰に仕様を限定しないという方向と、一方で最低限の性能を担保するという方向をどのように定めるかが課題になると考えています。</p> <p>また、20 年間という長期にわたる運営事業になり民間事業者にとってはリスクになると認識されますので、それが過大にならないような配慮も必要になると考えています。</p> <p>p.16 に目次構成と主な内容を記載しており、p.17 以降にそれぞれの項目を説明しています。</p> <p>「計画概要」については、施設整備基本計画の内容を記載して、事業計画地の立地条件等を示しています。現在、水田である土地で市道付け替え工事、下水道整備工事を市で実施することなどを記載しています。</p> <p>地盤・土質については、事前に約 3m の盛土載荷を行い、圧密を進行させることとしています。その他の基本条件として、年間計画ごみ処理量を示し、それに応じた稼働日数を事業者が設定することとしています。</p> <p>また、性能基準としては、20 年間の長期間の運営においては沈下対策が重要になること、交付率 1/2 の要件以上のエネルギー回収率を設定していること、などを記載しています。</p> <p>p.19 では、現施設（菖蒲清掃センター）の解体工事に関して、アスベストや PCB の状況を調査して提示することを示しています。</p> <p>p.20 では、経営管理において、特別目的会社（SPC）の報告書類を示しています。</p> <p>p.21 では「第 4 編 施設整備業務」の内容として設計業務、建設業務について示しています。</p> <p>p.22 では「第 5 編 施設運営業務」の内容として運転管理業務、維持管理業務および業務期間終了時の引継ぎ業務について示しています。</p> <p>要求水準書（素案）の説明は以上になります。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
荒井委員長	<p>ありがとうございます。要求水準書についての説明でした。</p> <p>要求水準書と技術提案とは適切なバランスを考慮する必要がありますが、必要なものは要求水準書に記載して、提案ばかり求めるとコストが高くなるおそれがあるため、今後、整理する必要があると思います。</p> <p>それでは、要求水準書（素案）について、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。</p>
宮脇委員	<p>2点質問します。</p> <p>施設整備計画では、処理方式を限定せず提案を求めるということでしたが、ストーカ式、ガス化溶融方式と記載されています。どのような理由からでしょうか。</p> <p>また、施設整備計画と要求水準書の計画ごみ質の発熱量と異なるようですが、どのような理由からでしょうか。</p>
事務局（日建設計）	<p>1点目の処理方式については、施設整備基本計画でのプラントメーカーへのヒアリングで確認した処理方式は、すべてストーカ式でしたので、焼却方式はストーカ式としていましたが、流動床式など他の方式を含めるか検討いたします。</p> <p>2点目のごみ質（発熱量）については、プラスチック製容器包装を熱処理することとしていますが、プラスチック類の量が減少することも考慮して変更した結果、計画ごみ質も見直しています。</p>
宮脇委員	<p>プラスチック製の材料が紙製に変更になるなど将来的にプラスチック類のごみ量が増えることも考えられます。ごみ中の紙類がプラスチック類に変わると発熱量も変わることになるため、発電設備の効率などを検討するために、プラントメーカーに計画ごみ質の考え方を示しておいた方が良いと考えられます。</p> <p>また、処理方式を限定するのであれば、入札参加資格に関する説明の観点からも、その理由を明確しておく必要があると思われま</p>
事務局（日建設計）	<p>ご指摘を踏まえて、それぞれの記載内容を検討します。</p>
荒井委員長	<p>入札に参加するかどうかは別にしても敢えて処理方式を限定する必要はないと思います。</p> <p>また、来年、プラスチック資源循環促進法が施行されますが、プラスチック類の資源化は努力義務になっています。今後、プラスチック資源の資源化が交付金の要件となることも考えられます。プラスチック類の発熱量が8,000kcal/kgとすると、発熱量が4,000～4,500kcal/kgの紙類に変わると発熱量が小さくなることから、ごみ質にも反映すべきとも考えられます。いずれにしても、将来的にごみ質が変化すると考えられるため、最終的には要求水準書において、整理しておく必要があると思われま</p> <p>如何でしょうか。他に何かございますか。</p>

発言者	会議のてん末・概要
藤原委員	稼働日数に関する質問ですが、年間計画ごみ量 41,447t/年を処理可能な日数以上と記載されています。そこで、稼働日数を増やして施設規模を小さくするという提案が考えられますが、そのような提案は可能とされるのでしょうか。
事務局（日建設計）	施設整備基本計画で定めた施設規模（155t/日）とする場合、年間計画ごみ量を処理するためには、280～300 日が必要になると考えています。このことも踏まえ、施設整備基本計画で定めた施設規模は変更しないものと考えています。
藤原委員	コストを削減するために、ごみピットを大きくして2炉 100%稼働して稼働日数を増やせば施設規模を小さくできるという提案が考えられるため、対応を想定しておいた方が良いと考えられます。
荒井委員長	<p>提案で施設規模を小さくして運営がうまくいかない事例もあるので、市の考え方を整理しておいた方が良いと思います。</p> <p>他に何かございますか。</p> <p>本日は、素案について説明されましたが、処理方式、発熱量、施設規模など各委員からのご指摘を検討してください。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
(4) -3 モニタリング基本計画（素案）	
荒井委員長	それでは (4) -3 モニタリング計画（素案）について事務局に説明を求めます。
事務局（日建設計）	<p>モニタリング基本計画（素案）について説明します。</p> <p>「意義」としては、事業者が行う施設整備・運営が事業契約書等に示されている内容を満たしているか、また、業務の安定性・継続性が確保されているかを監視し、その結果を事業者へのサービス対価の支払いに反映させることによって、公共・民間の適切な役割分担に基づく良質な公共サービスの提供を実現することを目的として行うものとなります。</p> <p>「基本計画のポイント」としては、①発注者が行うモニタリング結果が事業者への支払いに直結することをあらかじめルール化しておくこと、②契約期間が長期にわたりますので、事業者の経営状況や財務状況についてもモニタリングを行うこと、③事業者によるセルフモニタリングを PDCA サイクルの一環として位置づけて、民間活力の発揮を促進させ、継続的な改善につながるようにしていくこと、としています。</p> <p>p.24 では、モニタリング基本計画に記載すべき項目です。①総論では基本計画の位置づけ、実施計画書、体制、対象業務などを具体的に記述します。②施設整備モニタリングでは方法や是正措置等、③運営・維持管理業務モニタリングでは方法、具体的な手順、減額対象及び是正措置、委託料の減額等の方法・減額対象等に関する事項を記載します。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（日建設計）	<p>④財政状況等に関するモニタリングではその概要、方法を、⑤契約期間終了時のモニタリングとして方法、確認方法等について具体的に記載します。</p> <p>モニタリング計画に関する説明は以上です。</p>
荒井委員長	<p>事業が始まるとモニタリングをする訳ですが、そのモニタリング方法についてあらかじめ定めておいて、セルフモニタリングを PDCA サイクルの一環として利活用していきたいという説明でした。</p> <p>何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いします。</p>
藤原委員	<p>モニタリングについては内閣府もガイドラインを作成していますが、DBO 事業や長期包括運営委託事業の運営後の状況を見てみると、民間事業者にすべて任せて、公共側の関与が非常に少なくなっている事例が多いように思われます。</p> <p>そういう意味ではモニタリングは重要で、そのモニタリングの結果が反映されていない事例も多いので、市としてどのようにモニタリングを行うのか、民間事業者に対応する体制・人員配置をどのように組織するか検討しておいた方が良いと思います。</p>
荒井委員長	<p>モニタリング基本計画だけではなくて、実施体制も構築しないといけないというご意見だと思います。PFI だから、すべて民間事業者に任せている事例が結構多いので、そうではないというご意見かと思います。</p>
山口委員	<p>3. 施設運營業務モニタリングでは、モニタリングをして問題があれば、是正勧告等を行って改善されないと減額・契約解除されるというフローになっていますが、4. 財務状況等に関するモニタリングでは、どのように対応されるのでしょうか。</p> <p>財務状況で問題となるのは、①財政悪化や②不正な資金流用などが考えられます。どちらかと言うと、SPC の財務の健全性が重視されますが、公共事業であることから不正な資金の流用も問題となります。これらの事象が発生した場合、どのように対応するのか説明いただければと思います。</p>
事務局（日建設計）	<p>SPC の財務状況を確認することとしていますが、市の関与については山口委員に個別に相談させていただければと思います。</p>
荒井委員長	<p>それでは、山口委員と相談していただき、是非、貴重なご意見の趣旨を反映・改善していただければと思います。</p>
川寄副委員長	<p>モニタリング基本計画のポイントに「民間活力の発揮を促進させ」と記載されていますが、民間事業者に任せて、具体的にどのような効果や活力の発揮を期待しているのか、どのような面が良くなることを期待しているのでしょうか。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（日建設計）	例えば、長期間の運営において、定期的に補修すれば最終的に寿命が延びることになるなど、ライフサイクル全般にわたる民間事業者のノウハウを共有できることなどが考えられます。
川寄副委員長	公共側もそのような計画を十分に把握して対応していかなければならないと思います。
事務局（日建設計）	要求水準書で長寿命化計画の提示を求めることなどを検討します。
荒井委員長	<p>ここにも記載されているとおり、PDCA サイクルで継続的な改善を進めることになっていますが、契約の制約から、継続的に改善できないという事例もあるようですので、藤原委員のご指摘のとおり、市の体制をどのようにするかを整理する必要があると思います。</p> <p>例えば、維持管理において、機器を交換するのに状態監視基準を導入することによってライフサイクルコストを削減すると提案されても、契約上、時間基準で維持管理することになっていると状態に係わらず定期的に交換することになってしまいます。</p> <p>このような状況は改善しないといけないと考えられますが、良い方策がないというのが実態かと思えます。</p> <p>いずれにしても、DBO 方式でも市の業務がなくなるという訳ではないことは認識しておいた方が良いと思います。</p> <p>それらを含めて、山口委員のご意見を十分踏まえて、モニタリング計画、リスク管理も含めて反映していただければと思います。</p>
山口委員	<p>p.8 の表 3.3.1 の「減額対象の事象例」としてレベル 1～3 が記載されていますが、例えばレベル 1 の「業務報告の不備」でも軽微な誤記から、不利な情報の隠蔽まで過失・悪質性が異なります。</p> <p>そのため「業務報告の不備」でも過失・悪質性に応じてレベルを区別して対応すべきと考えられますが、どのようにお考えでしょうか。</p>
荒井委員長	表 3.3.1 の「業務報告の不備」でも、過失の軽重があるのではないかと、というご指摘ですが、如何でしょうか。
事務局（日建設計）	不法行為など虚偽の報告はレベル 3 に該当することになると考えていますが、ご指摘を踏まえて整理したいと考えています。
荒井委員長	<p>現実的には隠蔽や責任転嫁する事例などもあるので、山口委員に相談して今後も整理を続けていただければと思います。</p> <p>本日の諮問では「実施方針の策定に関すること」、「特定事業の選定に関すること」、「民間事業者の選定に関すること」の 3 点それぞれに答申をすることになっています。そのうち、実施方針については 6 月に公表することになっていますので、本日のご指摘を踏まえて修正し、各委員のご了解を前提にして修正案を答申したいと思いますが如何でしょうか。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
全員	(異議なし)
荒井委員長	<p>それでは、そのように市に答申したいと思います。</p> <p>本日のご指摘については、誠意をもって対応してください。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしましたので、これをもちまして議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>7. その他</p>
司会 (渋谷副部長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第7「その他」です。今後の日程をご案内させていただきたいと存じます。</p> <p>次回、第2回審査委員会は6月25日(金)午前10時から行いたいと考えています。次に、第3回審査委員会は8月6日(金)午前10時から行いたいと考えています。</p> <p>なお、詳細については、近くになりましたら別途ご案内を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>その他、委員の皆様から何かご質問、ご意見等はございますか。</p> <p>8. 閉会</p>
司会 (渋谷副部長)	<p>委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして誠にありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、第1回審査委員会を閉会させていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
<p>会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。</p> <p>令和3年 6月 25日</p> <p>久喜市PFI等審査委員会(新ごみ処理施設整備事業) 委員長 荒井 喜久雄</p>	